

基準第263条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受けている患者を除く。)については在宅がん医療総合診療料は算定できない。

- (2) 要介護被保険者等については、在宅患者連携指導料は算定できない。
- (3) 特別養護老人ホーム入居者に対しては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)に定める場合を除き、在宅患者訪問診療料を算定できない。

4 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に関する留意事項について

介護保険におけるターミナルケア加算を算定した場合は、在宅患者訪問看護・指導料の在宅ターミナルケア加算及び同一建物居住者訪問看護・指導料の同一建物居住者ターミナルケア加算、介護保険における看護・介護職員連携強化加算を算定している月においては、在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の看護・介護職員連携強化加算を算定できない。

5 在宅患者緊急時等共同指導料に関する留意事項について
介護保険における居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した日は調剤に係る在宅患者緊急時等共同指導料を算定できない。

6 在宅患者訪問点滴注射管理指導料に関する留意事項について
小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所において通所サービス中に実施される点滴注射には算定できない。

7 精神科訪問看護・指導料に関する留意事項について
精神疾患を有する患者について、精神科訪問看護指示書が交付された場合は、要介護被保険者等の患者であっても算定できる。ただし、認知症が主傷病である患者(精神科在宅患者支援管理料を算定する者を除く。)については算定できない。

8 訪問看護等に関する留意事項について
(1) 訪問看護療養費は、要介護被保険者等である患者については、原則として算定できないが、特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を行う場合、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等(平成18年厚生労働省告示第103号。以下「基準告示」という。)第2の1の(1)に規定する疾病等の利用者に対する指定訪問看護を行う場合(退院支援指導加算については、退院後行う初回の訪問看護が特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護である場合又は基準告示第2の1の(1)に規定する疾病等の利用者に対する指定訪問看護である場合、訪問看護情報提供療養費1については、同一月に介護保険による訪問看護を受けていない場合に限る。)、精神科訪問看護基本療養費が算定される指定訪問看護を行う場合(認知症でない患者に指定訪問看護を行う場合に限る。)及び入院中(外泊

日を含む。)に退院に向けた指定訪問看護を行う場合には、算定できる。

ただし、その場合であっても、介護保険の訪問看護等において緊急時訪問看護加算又は緊急時介護予防訪問看護加算を算定している月にあつては24時間対応体制加算、介護保険における特別管理加算を算定している月にあつては医療保険の特別管理加算、介護保険における看護・介護職員連携強化加算を算定している月にあつては医療保険の看護・介護職員連携強化加算を算定できない。また、介護保険の訪問看護等においてターミナルケア加算を算定した場合は、訪問看護ターミナルケア療養費(遠隔死亡診断補助加算を含む。)は算定できない。

- (2) 要介護被保険者等については、在宅患者連携指導加算は算定できない。

9 訪問リハビリテーションに関する留意事項について

在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料は、要介護被保険者等である患者については、原則として算定できないが、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションの指導管理を行う必要がある場合には、6月に1回、14日間に限り算定できる。

10 リハビリテーションに関する留意事項について

要介護被保険者等である患者に対して行うリハビリテーションは、同一の疾患等について、医療保険における心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、随用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料(以下「医療保険における疾患別リハビリテーション料」という。)を算定するリハビリテーション(以下「医療保険における疾患別リハビリテーション」という。)を行った後、介護保険における訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーション(以下「介護保険におけるリハビリテーション」という。)の利用開始日を含む月の翌月以降は、当該リハビリテーションに係る疾患等について、手帳、急性増悪等により医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定する患者に該当することとなつた場合を除き、医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できない。

ただし、医療保険における疾患別リハビリテーションを実施する施設とは別の施設で介護保険におけるリハビリテーションを提供することになつた場合には、一定期間、医療保険における疾患別リハビリテーションと介護保険のリハビリテーションを併用して行うことで円滑な移行が期待できることから、介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日を含む月の翌々月まで、併用が可能であること。併用する場合は、診療録及び診療報酬明細書に「介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日」を記載することにより、同一の疾患等について介護保険におけるリハビリテーションを行った日以外の日に医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定することが可能である。ただし、当該利用開始日の翌月及び翌々月に算定できる疾患別リハビリテーション料は1月7単位までとする。

なお、目標設定等支援・管理料を算定してから3月以内に、当該支援によつて紹介

された事業所において介護保険におけるリハビリテーションを体験する目的で、同一の疾患等について医療保険における疾患別リハビリテーションを行った日以外に1月に5日を超えない範囲で介護保険におけるリハビリテーションを行った場合は、診療録及び診療報酬明細書に「介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日」を記載する必要はなく、医療保険における疾患別リハビリテーションから介護保険におけるリハビリテーションへ移行したものとみなさない。

11 重度認知症患者デイ・ケア料等に関する留意事項について

(1) 医療保険における重度認知症患者デイ・ケア料、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケア（以下「重度認知症患者デイ・ケア料等」という。）を算定している患者に対しては、当該重度認知症患者デイ・ケア料等を、同一の環境において反復継続して行うことが望ましいため、患者が要介護被保険者等である場合であっても、重度認知症患者デイ・ケア料等を行っている期間内においては、介護保険における認知症対応型通所介護費及び通所リハビリテーション費を算定できないものであること。

ただし、要介護被保険者等である患者であって、特定施設（指定特定施設、指定地域密着型特定施設又は指定介護予防特定施設に限る。）の入居者及びグループホーム（認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の受給者の入居施設）の入居者以外のものに対して行う重度認知症患者デイ・ケア等については、介護保険における指定認知症対応型通所介護又は通所リハビリテーションを行った日以外の日限り、医療保険における重度認知症患者デイ・ケア料等を算定できるものであること。

(2) グループホーム（認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の受給者の入居施設）の入居者については、医療保険の重度認知症患者デイ・ケア料は算定できないものであること。ただし、認知症である老人であって日常生活自立度判定基準がランクMに該当するものについては、この限りでないこと。

12 人工腎臓等に関する留意事項について

介護老人保健施設の入所者について、人工腎臓の「1」から「3」までのいずれかを算定する場合（「注13」の加算を算定する場合を含む。）の取扱いは、介護老人保健施設の入所者以外の者の場合と同様であり、透析液（灌流液）、血液凝固阻止剤、生理食塩水、エリスロポエチン、ダルベポエチン、エポエチンベンタタゴル及びHIF- α 阻害剤の費用は人工腎臓の所定点数に含まれており、別に算定できない。なお、生理食塩水には、回路の洗浄・充填、血圧低下時の補液、回収に使用されるもの等が含まれ、同様の目的で使用される電解質補液、ブドウ糖液等についても別に算定できない。また、HIF- α 阻害剤は、原則として人工腎臓を算定する保険医療機関において院内処方すること。

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙1)

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入院又は入所する者をのみ、3の患者を除く。)		2. 入院中の患者		3. 入院中の患者	
	自宅、社会福祉施設等、介護予防施設等、介護予防施設又は介護予防施設、短期入所療養介護又は介護予防施設、短期入所療養介護を受けるもの(※1)	指定特定施設、指定地域医療型特定施設及び指定介護予防施設(※2)	介護療養型医療施設(認知症病棟の病棟を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病棟の病棟を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病棟の病棟を除く。)	介護老人保健施設、短期入所療養介護又は介護予防施設、短期入所療養介護(介護老人保健施設)の単室を指す。
初、再診料	○	○	○	○	○	○
入院料等	○	○	○	○	○	○
B001の10 入院療養費申請料	○	○	○	○	○	○
B001の24 外来緩和ケア管理料	○	○	○	○	○	○
B001の25 移動患者指導管理料	○	○	○	○	○	○
B001の26 緩和医療支援プログラム管理料	○	○	○	○	○	○
B001の27 調剤検査予防指導管理料	○	○	○	○	○	○
B001の32 一般不妊治療管理料	○	○	○	○	○	○
B001の33 生殖補助医療管理料	○	○	○	○	○	○
B001の34 ハ 二次性骨芽細胞管理料3	○	○	○	○	○	○
B001-2-5 院内トリアージ業務料	○	○	○	○	○	○
B001-2-6 夜間休日緊急搬送管理料	○	○	○	○	○	○
B001-2-7 外来リハビリテーション診療料	○	○	○	○	○	○
B001-2-8 外来放射線診療料	○	○	○	○	○	○
B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料	○	○	○	○	○	○
B004 退院時共同指導料1	○	○	○	○	○	○
B005 退院時共同指導料2	○	○	○	○	○	○
B005-1-2 介護支援等連携指導料	○	○	○	○	○	○
B005-6 がん治療連携計画策定料	○	○	○	○	○	○
B005-6-2 がん治療連携指導料	○	○	○	○	○	○
B005-6-4 外来がん患者在宅連携指導料	○	○	○	○	○	○
B005-7 認知症専門診断管理料	○	○	○	○	○	○
B005-7-2 認知症療養指導料	○	○	○	○	○	○
B005-8 肺炎インフルエンザ併発計回料	○	○	○	○	○	○
B005-12 こころの連携指導料(1)	○	○	○	○	○	○
B005-13 こころの連携指導料(1)	○	○	○	○	○	○
B007 退院前訪問指導料	○	○	○	○	○	○
B007-2 退院後訪問指導料	○	○	○	○	○	○
B008 審判管理指導料	○	○	○	○	○	○

医字

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入院又は入所する者を各み、3の患者を除く。)		2. 入院中の患者		3. 入院中の患者	
	自宅、社会福祉施設、身体障害者福祉施設等 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く。 ※1	指定地域障害者支援センター等 (認知症対応型共同生活介護)又は介護予防短期入所生活介護を受けている患者(虐待防止センター)を除く。 ※2	特定特定施設、指定地域障害者支援センター等 (認知症対応型共同生活介護)又は介護予防短期入所生活介護を受けている患者(虐待防止センター)を除く。 ※2	介護療養型医療施設(認知症病棟の病室を除く。) 介護療養型医療施設又は介護予防施設(短期入所療養介護)を受けている患者	介護療養型医療施設(認知症病棟の病室を除く。) 介護療養型医療施設又は介護予防施設(短期入所療養介護)を受けている患者	介護老人保健施設 短期入所療養介護又は介護予防施設(短期入所療養介護)を受けている患者 介護老人保健施設 短期入所療養介護又は介護予防施設(短期入所療養介護)を受けている患者
B008-2 薬剤総合評価調整管理料	○	○	×	×	×	×
B009 診療情報提供料(I)	○	○	○	×	×	×
注1	○	○	○	×	×	×
注2	○	○	×	×	×	×
注3	○	○	×	×	×	×
注4	○	○	×	×	×	×
注5及び注6	○	○	×	×	×	×
注8 加算及び注9 加算	○	○	×	×	×	×
注10 加算 (認知症専門医療機関紹介加算)	○	○	×	×	×	×
注11 加算 (認知症専門医療機関連携加算)	○	○	×	×	×	×
注12 加算 (認知症専門医療機関連携加算)	○	○	×	×	×	×
注13 加算 (認知症専門医療機関連携加算)	○	○	×	×	×	×
注14 加算 (在宅医療連携加算1)	○	○	×	×	×	×
注15 加算 (在宅医療連携加算2)	○	○	×	×	×	×
注16 加算 (地域連携診療計画加算)	○	○	×	×	×	×
注17 加算 (療養情報提供加算)	○	○	×	×	×	×
注18 加算 (検査・画像情報提供加算)	○	○	×	×	×	×
B009-2 電子診療情報提供料	○	○	×	×	×	×
B010 診療情報提供料(II)	○	○	×	×	×	×
B010-2 診療情報連携共有料	○	○	○	○	○	○
B011 連携強化診療情報提供料	○	○	×	×	×	×
B011-5 ガンダムプログラム開発料	○	○	×	×	×	×
B014 遠隔診療情報管理指導料	○	○	×	×	×	×
B015 精神科遠隔共同指導料	○	○	×	×	×	×
上記以外	○	○	○	○	○	○
C000 往診料	○	○	×	×	×	×
C001 在宅患者訪問診療料(I) (同一建物において同一日に2名以上を診察する区分を算定)	○ ※10	○	×	×	×	×

※1 (配置医師が行う場合を除く。)
※2 (同一建物において同一日に2名以上を診察する区分を算定)は算定できない。

※10 ※10

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を各み、3の患者を除く。)		2. 入院中の患者		3. 入院中の患者	
	自宅、社会福祉施設、介護施設等 生活介護、短期入所療養介護又は介護予防型介護サービスを受けているものを除く。 ※1 2. 小規模多機能型居宅介護(居宅サービス)を受けている者(居宅サービス)に限る。)	指定特定施設、指定地域型特定施設及び指定介護予防施設に施設に在る者(施設に在る者)を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病棟の病棟を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病棟の病棟を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病棟の病棟を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病棟の病棟を除く。)
1.4の20.1 外来医療支援科1		○	×	×	×	○
1.5 在宅常時訪問薬剤管理指導科		×	×	×	×	○
1.5の2 在宅常時訪問薬剤管理指導科		○	×	×	×	○
1.5の3 在宅常時緊急等共同指導科	(同一日において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。)	×	×	×	×	○
1.5の4 巡回時共同指導科		○	×	×	×	○
1.5の5 服薬情報等指導科	(同一日において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。)	○	×	×	×	○
上記以外		○	×	×	×	○
0.1 訪問看護基本療養費(Ⅰ)及び(Ⅱ)(注加算を命ずる。)(同一課制において同一日に2件以上医療保険から給付される訪問看護を行うか否かにより該当する区分を算定)	※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2
0.1-2 精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)及び(Ⅱ)(注加算を命ずる。)(同一課制において同一日に2件以上医療保険から給付される訪問看護を行うか否かにより該当する区分を算定)	○ ※9	○ ※9	○ ※9	○ ※9	○ ※9	○ ※9
0.1-3 訪問看護基本療養費(Ⅲ)及び精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)		○	○	○	○	○
0.2 訪問看護管理指導費	○ ※2又は精神科訪問看護管理指導費を算定できる者	○ ※2又は精神科訪問看護管理指導費を算定できる者	○ ※2又は精神科訪問看護管理指導費を算定できる者	○ ※2又は精神科訪問看護管理指導費を算定できる者	○ ※2又は精神科訪問看護管理指導費を算定できる者	○ ※2又は精神科訪問看護管理指導費を算定できる者
2時間対応の精神加算	○ ※2又は精神科訪問看護管理指導費を算定できる者(同一月において、緊急時訪問看護加算又は緊急時訪問看護管理指導費を算定していない場合に限る。)	○ ※2又は精神科訪問看護管理指導費を算定できる者(同一月において、緊急時訪問看護加算又は緊急時訪問看護管理指導費を算定していない場合に限る。)	○ ※2又は精神科訪問看護管理指導費を算定できる者(同一月において、緊急時訪問看護加算又は緊急時訪問看護管理指導費を算定していない場合に限る。)	○ ※2又は精神科訪問看護管理指導費を算定できる者(同一月において、緊急時訪問看護加算又は緊急時訪問看護管理指導費を算定していない場合に限る。)	○ ※2又は精神科訪問看護管理指導費を算定できる者(同一月において、緊急時訪問看護加算又は緊急時訪問看護管理指導費を算定していない場合に限る。)	○ ※2又は精神科訪問看護管理指導費を算定できる者(同一月において、緊急時訪問看護加算又は緊急時訪問看護管理指導費を算定していない場合に限る。)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入院又は入所する者を除く。)			2. 入院中の患者		3. 入院中の患者	
	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 施設外、介護予防施設、介護予防施設 施設外、短期入所療養介護又は介護予 防施設等に入所療養介護を受けているものを 除く。 ※1	施設外対応型 認知症対応型 共同生活介護又は 介護予防施設 (認知症対応型 共同生活介護) を 受けている者 (認知症対応型 共同生活介護) を 受けている者 (認知症対応型 共同生活介護)	特定施設(指定特定施設、指定地域 型特定施設、指定介護予防施設、指定 療養型特定施設)及び指定介護予防 施設に在籍している者	7.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟を除く。) 8.短期入所療養介護又は介護予防 施設の療養室に在籍している者 (認知症対応型又は認知症療養棟の病棟を 除く。)	7.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟を除く。) 8.短期入所療養介護又は介護予防 施設の療養室に在籍している者 (認知症対応型又は認知症療養棟の病棟を 除く。)	7.介護療養型医療施設 8.短期入所療養介護又は介護予防 施設の療養室に在籍している者 (認知症対応型又は認知症療養棟の病棟を 除く。)	7.介護療養型医療施設 8.短期入所療養介護又は介護予防 施設の療養室に在籍している者 (認知症対応型又は認知症療養棟の病棟を 除く。)
特別管理加算	※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※15及び※17 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	7.○ ※16 イ:○ ※16及び※17
現病時共同指導加算	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※17 (注目の悪性腫瘍等 の患者である場合又 は、注目の悪性腫瘍 の患者である場合 又は退院後行う 初回の訪問看護が 注目の悪性腫瘍の 治療に必要である場 合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	7.○ ※16 イ:○ ※16及び※17
在宅居宅連携加算	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	7.○ ※16 イ:○ ※16及び※17
看護・介護職員連携強化加算	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	7.○ ※16 イ:○ ※16及び※17
専門管理加算	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	7.○ ※16 イ:○ ※16及び※17
03 訪問看護情報提供稼算1	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	7.○ ※16 イ:○ ※16及び※17
03-2 訪問看護情報提供稼算2	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	○ ※2又は精神科初 期療養基本療養費 (同一月において、 介護療養の特別管理 加算を算定してい ない場合に限る。)	7.○ ※16 イ:○ ※16及び※17

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙2)

区分	7.介護医療院に入所中の患者 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者	
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
初・再診料	×	○
入院料等	×	○ (A400の1 短期滞在手術等基本料1に限る。)
B001の1 ウイルス疾患指導料	○	○
B001の2 特定薬剤治療管理料	○	○
B001の3 悪性腫瘍特異物質治療管理料	○	○
B001の6 てんかん指導料	○	○
B001の7 難病外来指導管理料	○	○
B001の8 皮膚科特定疾患指導管理料	○	○
B001の9 外来栄養食事指導料	○ ※1	○
B001の11 集団栄養食事指導料	○ ※1	○
B001の12 心臓ペースメーカー指導管理料	○	○
B001の14 高度難聴指導管理料	○	○
B001の15 慢性維持透析患者外来医学管理料	○	○
B001の16 喘息治療管理料	○	○
B001の20 糖尿病合併症管理料	×	○
B001の22 がん性疼痛緩和指導管理料	○	○
B001の23 がん患者指導管理料	○	○
B001の24 外来緩和ケア管理料	○	○
B001の25 移植後患者指導管理料	○	○

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア.介護医療院に入所中の患者 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合	
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
B001の26	植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料			○		
B001の27	糖尿病透析予防指導管理料	×				○
B001の32	一般不妊治療管理料			○		
B001の33	生殖補助医療管理料			○		
B001の34	ハ 二次性骨折予防継続管理料3			○		
B001の35	アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料			○		
B001の36	下肢創傷処置管理料	×				○
B001-2-4	地域連携夜間・休日診療料	×		○	×	○
B001-2-5	院内トリアージ実施料	×		○	×	○
B001-2-6	夜間休日救急搬送医学管理料	×		○	×	○
B001-2-8	外来放射線照射診療料			○		
B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料			○		
B001-3	生活習慣病管理料			○（注3に規定する加算に限る。）		
B001-3-2	ニコチン依存症管理料					○
B001-7	リンパ浮腫指導管理料（注2の場合に限る。）	×				○
B005-6	がん治療連携計画策定料			○		
B005-6-2	がん治療連携指導料			○		
B005-6-3	がん治療連携管理料			○		
B005-7	認知症専門診断管理料			○		
B005-8	肝炎インターフェロン治療計画料			○		

医学管理等

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア.介護医療院に入所中の患者 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者	
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
B009 診療情報提供料（Ⅰ）		
注1 注6 注8加算 （認知症専門医療機関紹介加算） 注10加算 （認知症専門医療機関連携加算） 注11加算 （精神科医連携加算） 注12加算 （肝炎インターフェロン治療連携加算） 注13加算 （肺科医療機関連携加算1） 注14加算 （肺科医療機関連携加算2） 注15加算 （癌科医療機関連携加算） 注18加算 （検査・画像情報提供加算）	○	
B009-2 電子的診療情報評価料	×	○
B010-2 診療情報連携共有料	×	○
B011 連携強化診療情報提供料		○
B011-3 薬剤情報提供料	×	○
B011-5 がんゲノムプロファイリング評価提供料	×	○
B012 傷病手当金意見書交付料		○
上記以外		×
C000 往診料	×	○
C014 外来在宅共同指導料		-
第2節第2款に掲げる在宅療養指導管理材料加算		○
上記以外		×
検査	×	○
画像診断		○
投薬	○ ※2	○ （専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。）

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア.介護医療院に入所中の患者 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定しない日の場合		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定した日の場合	
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関
注射	○ ※3 (専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。)					
リハビリテーション	○ (H005視能訓練及びH006難病患者リハビリテーション料に限る。)					
I000 精神科電気痙攣療法	x					○
I000-2 経頭蓋磁気刺激療法	x					○
I002 通院・在宅精神療法	x					○
I003-2 認知療法・認知行動療法	x					○
I006 通院集団精神療法	x			x		○ (同一日において、特別診療費を算定する場合を除く。)
I007 精神科作業療法	x			x		○
I008-2 精神ショート・ケア（注5の場合を除く。）	x			x		○
I009 精神科デイ・ケア（注6の場合を除く。）	x			x		○
I015 重度認知症患者デイ・ケア料	x			x		○
上記以外					x	
処置	○ ※4					
手術	○					
麻酔	○					
放射線治療	○					
病理診断	○					
B008-2 薬剤総合評価調整管理料	x					
B014 退院時共同指導料1	x					

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア.介護医療院に入所中の患者 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者	
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
C003 在宅患者訪問薬剤管理指導料		併設保険医療機関 併設保険医療機関以外の保険医療機関
C007 在宅患者連携指導料		
C008 在宅患者緊急時等カンファレンス料		
上記以外		
別表第三		
訪問看護療養費		
退院時共同指導加算		

※5又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者

- ※1 介護報酬において、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）の別表（指定施設サービス等介護給付費単位数表）の4のイからへまでの注5に掲げる減算を算定した場合に限る。
- ※2 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
 - ・抗悪性腫瘍剤（悪性新生物のための医療用医薬品）
 - ・炭疽コントロールのための医薬品
 - ・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）
- ※3 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
 - ・エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
 - ・ダルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
 - ・エポエチンベータタタゴル（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
 - ・HIF-1阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
 - ・炭疽コントロールのための医療用医薬品
 - ・インテグラーゼ阻害剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）
 - ・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。）
 - ・血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体过河活性複合体
- ※4 創傷処置（手術日から起算して十四日以内の患者に対するものを除く。）^カ、喀痰吸引、摘便、酸素吸入、酸素テント、皮膚科軟膏処置、膀胱洗浄、留置カテーテル設置、導尿、陰洗浄、眼処置、耳処置、耳鼻処置、口腔、咽喉処置、咽喉頭処置、間接喉頭鏡下喉頭処置、ネブライザ、超音波ネブライザ、超音波吸引、消炎薬等処置、鼻腔栄養及び長期療養患者褥瘡等処置を除く。
- ※5 末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。

事 務 連 絡
平成25年2月12日

全国老人福祉施設協議会
全国老人保健施設協会
全国軽費老人ホーム協議会
全国皆老人福祉施設連絡協議会
日本認知症グループホーム協会
全国有料老人ホーム協会
全国特定施設事業者協議会
サービス付き高齢者向け住宅協会

御中

都道府県
指定都市 民生主管部局 御中
各 中 核 市

事 務 連 絡
平成25年2月12日

厚生労働省老健局高齢者支援課

高齢者施設等における防火安全体制の徹底について

長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにて発生した火災等を受け、今般、「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について」（平成25年2月12日付事務連絡（別添参照））が発出されたところで、

貴会におかれましては、日頃から防火安全対策に関する周知等を行っていただいているところですが、改めて、会員各位に対し、防火体制の確保及び万が一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策に万全を期すよう、周知徹底をお願いいたします。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について

去る2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により4名が死亡、8名が負傷し、また、同日10日には新潟県新潟市の障害者グループホームにおける火災により1名が死亡、5名が負傷するという痛ましい事故が発生いたしました。

これを受け、総務省消防庁より、2月12日付け消防予第56号「認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について」（別添）が発出されたところ、

貴部局におかれましては、社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策に万全を期すよう、管内市町村及び関係団体等への周知徹底をお願いいたします。

併せて、厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室より、2月9日付け事務連絡「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（参考1）、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地



消防予第56号
平成25年2月12日

各都道府県消防防災主官部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防予防課長
(公印省略)

域移行・障害児支援室より、2月11日付け事務連絡「障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」(参考2)、厚生労働省老健局振興課・老人保健課より2月12日付け事務連絡「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける防火安全体制の徹底及び点検について」(参考3)を发出しておりますので、関係部局とも連携を図り、社会福祉施設等における防火安全対策の更なる徹底が図られますようお願いいたします。

認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について

2月8日夜に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災(別紙1参照)において死者4人、負傷者8人の人的被害が発生しました。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力のうえ、火災原因調査を行っているところです。

今後、調査結果を踏まえて対応を検討し、必要な措置を要請する予定ですが、当面は類似の火災の発生を防止するために、認知症高齢者グループホーム等に対し、特記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図りますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主官部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

記

1 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、関係部局との連携を確認するとともに、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

2 夜間における応急体制の確保

火災時において従業者による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間を想定し施設の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。

3 火災予防対策の推進

下記事項を参考の上、出火防止、避難経路等の管理の徹底等の火災予防対策の推進を図ること。

- (1) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。

- (2) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。
- (3) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (4) 寝具・布張り家具（ソファ等）に防火性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用の推進を図ること。

担当	消防庁予防課設備係	守谷、竹本
	企画調整係	大嶋、齋藤
	予防係	椎名、児玉
	電話：03-5253-7523	
	FAX：03-5253-7533	

長崎県グループホーム火災（第6報）

消防庁
平成25年2月9日
14時30分現在

- 1 発生日時等
 発生時刻：平成25年 2月 8日 調査中
 発知時刻：平成25年 2月 8日19時43分
 鎮圧時刻：平成25年 2月 8日21時09分
 鎮火時刻：平成25年 2月 8日21時49分
- 2 発生場所
 住 所：長崎市東山手町6番16号 グループホームベルハウス東山手
 用 途：複合用途（グループホーム、事務所、住宅（消防法施行令別表第1（16）項イ））
- 3 建物概要
 構造：鉄骨造一部木造
 階数：4階建て
 建築面積：調査中
 延面積：529.4㎡
 1階：グループホーム 121.8㎡
 2階：グループホーム 148.56㎡
 3階：事務所 149.04㎡
 4階：住宅 110.00㎡
 焼損程度：部分焼
 焼損床面積：調査中
- 4 死傷者等
 (1) 人的被害
 死 者：4人（女性4人）
 負傷者：8人
 （重症2人（男性1人、女性1人）、中等症4人（女性4人うち1人グループホーム職員）、軽症2人（男性1人、女性1人））
- (2) 建物被害
 出火建物：調査中
- 5 火災原因等
 2階より出火
 他、調査中
- 6 消防用設備等の設置状況
 消火器、火災通報装置、自動火災報知設備、誘導灯



事務連絡
平成25年2月9日

7 防火管理の状況
防火管理者選任有、消防計画届出有

8 最新の立入検査
平成24年9月3日に長崎市消防局において立入り検査を実施

- 9 消防庁の対応
- 2月8日(金) 21時00分 長崎県から第1報受領
消防庁予防課において予防課長を長とする災害対策室を設置し、情報収集を実施中
 - 21時30分 長崎県から第2報受領
 - 22時35分 長崎県から第3報受領
 - 23時30分 消防法第35条の3の2の規定に基づき消防庁長官の
火災原因調査(特に必要があると認められた場合)を実施
することとを決定。
 - 23時35分 長崎県から第4報受領
 - 0時00分 長崎県から第5報受領
 - 7時35分より 火災原因調査のため消防庁職員2名及び消防研究
センター職員5名を順次派遣
 - 13時56分 長崎県から第6報受領

都道府県 介護保険主管部(局) 御中
指定都市 中核市

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について

昨日2月8日夜、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、多数の入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

平成18年1月の長崎県大村市の認知症高齢者グループホームの火災や平成22年3月の北海道札幌市の認知症高齢者グループホームの火災を踏まえ、防火安全体制の徹底等をお願いしてきたところですが、多数の人的被害を伴う火災が発生したことは誠に遺憾です。

あらためて、認知症高齢者グループホームにおいて、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について再点検を行い、防火安全対策に万全を期すよう、管内市町村及び認知症高齢者グループホームへの周知徹底をお願いします。

また、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号。以下「運営基準」という。)に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、市町村は、管内認知症高齢者グループホームに対する指導・助言を行うとともに、併せて、認知症高齢者グループホームにおいて、下記に留意の上、点検が行われるよう周知をお願いします。

なお、都道府県におかれましては、併せて管内市町村に対し、その旨の周知をお願いします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施
運営基準第82条の2第1項(第108条で準用)に定める非常災害対策について、本条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講ずること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

<連絡先>
消防庁予防課設備係 守谷・竹本
Tel (03) 5253-7523
Fax (03) 5253-7533



都道府県
指定都市 障害保健福祉主幹部 (局) 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室

障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について

障害者グループホーム・ケアホームについては、これまでも事務連絡や全国会議等の場を通じて、防火安全体制の徹底等をお願いしてまいりましたが、昨日、新潟県新潟市の障害者グループホームにおいて人的被害を伴う火災が発生しました。また、2月8日には、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームでも火災が発生したところであります。

つきましては、あらためて、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。)に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、都道府県、指定都市、中核市は管内のグループホーム・ケアホームに対する指導・助言を行うとともに、グループホーム・ケアホームにおいて下記に留意の上再点検が行われるよう、周知をお願いします。また、それに当たっては、当省の認知症・虐待防止対策推進室から上述の長崎の事例を踏まえた対応を既に要請している貴自治体の介護保険主幹部(局)とも必要に応じて連携をとっていただくよう、あわせてお願いいたします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

グループホーム、ケアホームを運営する事業者は、指定基準第154条及び第213条において準用する第70条の定める非常災害対策について、同条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講ずること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業員に対する周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

(参考)

運営基準第82条の2第1項(第108条で準用)

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2. 地域住民等との連携

運営基準第82条の2第2項(第108条で準用)において、避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、本条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講ずること。

【点検事項】

- ① 運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりの構築状況
- ② 訓練の実施に当たって、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のある訓練の実施状況

(参考)

運営基準第82条の2第2項(第108条で準用)

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

運営基準第93条第2項に定める消火設備の設置状況について点検を行うこと。
点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講ずること。
なお、消防法施行令(昭和36年政令第37号)において、スプリンクラー設備の設置が規定されていない275㎡未満の認知症対応型共同生活介護事業所においても、介護施設緊急整備等臨時特例基金の活用により、積極的にスプリンクラー設備の設置に努めること。

【点検事項】

- ① 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況

(参考)

運営基準第93条第2項

共同生活住居は、その入居定員を五人以上九人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

2. 地域住民等との連携

指定基準第154条及び第213条において準用する第70条第1項に定める関係機関への通報及び連絡体制の整備に当たって、策定された非常災害に関する具体的計画等をより効果的なものとするためには、日頃から消防団や近隣住民との連携を図ることが極めて重要であり、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りに努めること。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- 消防団や近隣住民との連携状況

3. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

指定基準第154条及び第213条において準用する第70条第1項に定める消火設備の設置状況について点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

なお、消防法施行令（昭和36年政令第37号）においても、設置義務がかからないグループホーム・ケアホームの消火設備の設置費用についても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金等の助成対象にしているため、当該助成制度の活用により、その設置の促進に努めること。

【点検事項】

- 消防法その他法令等に規定された設備の設置状況

(参考)

◎ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準（抄） （平成十八年厚生労働省令第百七十一号）

（非常災害対策）

第七十条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（準用）

第二百五十四条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十条及び第九十二条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。（後略）

（準用）

第二百三十三条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十条、第九十二条、第一百四十一条から第一百四十六条まで、第四百四十八条、第四百四十九条及び第五百五十一条から第五百五十三条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。（後略）

◎ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準について（抄）（平成18年12月6日障発第1206001号）

第四 療養介護

3 運営に関する基準

(19) 非常災害対策（基準第70条）

① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。

② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。



都道府県 介護保険主管部(局) 御中
指定都市 各
中核市

厚生労働省老健局 振興課
老人保健課

③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。

④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものである。

第八 共同生活介護

3 運営に関する基準

(13) 準用(基準第154条)

基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条及び第92条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)を参照されたい。

第十四 共同生活援助

3 運営に関する基準

(3) 準用(基準第213条)

基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条、第92条、第141条から第146条まで、第148条、第149条及び第151条から第153条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)並びに第八の3の(1)から(5)まで、(7)、(8)、(10)から(12)までを参照されたい。

小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける防火安全体制の徹底及び点検について
2月8日夜、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、多数の入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

これを受けまして、2月9日に認知症高齢者グループホームについて、防火安全体制の徹底及び点検のお願いをしたところです。

小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおいても、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について再点検を行い、防火安全対策に万全を期すよう、管内市町村及び小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所への周知徹底をお願いいたします。

また、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号。以下「運営基準」という。)に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、市町村は、管内小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所に対する指導・助言を行うとともに、併せて、小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所において、下記に留意の上、点検が行われるよう周知をお願いします。

なお、都道府県におかれましては、併せて管内市町村に対し、その旨の周知をお願いします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

運営基準第82条の2第1項(複合型サービスは第182条で準用)に定める非常災害対策について、本条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講ずること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

(参考)

運営基準第82条の2第1項(複合型サービスは第182条で準用)

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2. 地域住民等との連携

運営基準第82条の2第2項(複合型サービスは第182条で準用)において、避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、本条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりの構築状況
- ② 訓練の実施に当たって、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のある訓練の実施状況

(参考)

運営基準第82条の2第2項(複合型サービスは第182条で準用)

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

運営基準第67条第1項(複合型サービスは第175条第1項)に定める消防設備の設置状況について点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

なお、消防法施行令(昭和36年政令第37号)において、スプリンクラー設備の設置義務の基準に満たない小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所においても、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用により、積極的にスプリンクラー設備の設置に努めること。

【点検事項】

- ① 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況

(参考)

運営基準第67条第1項(複合型サービスは第175条第1項)

指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
- ※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援I⇔要支援II) ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 	変更日 契約日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1) ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1) ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1) 	退居日の翌日 契約解除日の翌日 退所日の翌日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間開始 ・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合) 	開始日 資格取得日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援I⇔要支援II) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定効力停止の開始 	変更日 契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1) ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1) 	入居日の前日 サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1) ・公費適用の有効期間終了 	入所日の前日 終了日	

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援I⇔要支援II) ・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格取得 ・転入 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く) ・公費適用の有効期間開始 ・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合) 	変更日 サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援I⇔要支援II) ・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業所指定効力停止の開始 ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格喪失 ・転出 ・利用者との契約解除 ・公費適用の有効期間終了 	終了日 契約解除日(廃止・満了日) (開始日) (喪失日) (転出日)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間開始 ・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合) 	開始日 資格取得日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援I⇔要支援II) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く) ・公費適用の有効期間開始 ・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定効力停止の開始 ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者との契約解除 ・公費適用の有効期間終了 	終了日 契約日 契約解除日(満了日) (開始日)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間終了 	終了日	

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
	<ul style="list-style-type: none"> 区分変更(要介護1～5の間) 区分変更(要支援→要介護) サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) 事業開始(指定有効期間開始) 事業所指定効力停止の解除 利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く) 	変更日 契約日
	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) 小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1) 医療保険の訪問看護の給付対象となった期間 公費適用の有効期間開始 	退所日 退居日
	<ul style="list-style-type: none"> 生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合) 	給付終了日の翌日 開始日 資格取得日
	<ul style="list-style-type: none"> 区分変更(要介護1～5の間) 区分変更(要介護→要支援) サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) 事業廃止(指定有効期間満了) 事業所指定効力停止の開始 利用者との契約解除 	変更日 契約解除日 (満了日) (開始日)
	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) 小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1) 医療保険の訪問看護の給付対象となった期間 公費適用の有効期間終了 	入所日の前日 入居日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。) 	給付開始日の前日 終了日 開始日
	<ul style="list-style-type: none"> 公費適用の有効期間開始 生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合) 	開始日 資格取得日
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。) 	中止日
	<ul style="list-style-type: none"> 公費適用の有効期間終了 	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
	<ul style="list-style-type: none"> 区分変更(要介護1～5の間) 区分変更(要支援→要介護) サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) 事業開始(指定有効期間開始) 事業所指定効力停止の解除 利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く) 	変更日 契約日
	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) 小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1) 医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く) 公費適用の有効期間開始 	退所日の翌日 退居日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> 生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合) 	給付終了日の翌日 開始日 資格取得日
	<ul style="list-style-type: none"> 区分変更(要介護1～5の間) 区分変更(要介護→要支援) サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) 事業廃止(指定有効期間満了) 事業所指定効力停止の開始 利用者との契約解除 	変更日 契約解除日 (満了日) (開始日)
	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) 小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1) 医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く) 公費適用の有効期間終了 	入所日の前日 入居日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。) 	給付開始日の前日 終了日

訪問看護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合)

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
	<ul style="list-style-type: none"> ・日割りを行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれその保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。 	二
	<ul style="list-style-type: none"> ・日割り計算用サービスコードがない加算及び減算 	二

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合は、月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれその保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援) ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者との契約開始 	変更日 契約日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護(※1) ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1) ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1) ・公費適用の有効期間開始 	契約解除日の翌日 退所日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> ・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合) ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援) 	資格取得日 変更日
	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約解除 	契約解除日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護(※1) 	入居日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1) 	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1) 	入所日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間終了 	終了日
	<ul style="list-style-type: none"> ・日割りを行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれその保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。 	二
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費		

介護保険関連情報のホームページアドレスについて

介護保険関連情報のホームページアドレスをまとめたものです。常に介護保険の最新情報を御確認していただくとともに、日頃の業務で疑問が生じた場合等に御活用ください。

- (1) 厚生労働省 令和6年度介護報酬改定について
令和6年度介護報酬改定に伴うQ&Aを含む。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

- (2) 介護保険最新情報（厚生労働省ホームページ）
厚生労働省から発出される介護保険の最新情報を掲載
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kouresha/index_00010.html

- (3) 介護サービス関係Q&A（厚生労働省ホームページ）
介護サービス関係のQ&AをPDF又はエクセルファイルで閲覧可能
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kouresha/qa/index.html

- (4) WAM NET 介護サービス関係Q&A一覧
介護サービス関係Q&Aの内容を検索できるページ
<https://www.wam.go.jp/wamappl/KakokaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=&kc=&pc=1>

- (5) 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000935687.pdf>